

す教育の内容を具体的に把握する必要
がある。そのため文部省としては、障
害別の学習指導要領の解説書及び手
引書を発行している。従来の解説書、手
引書は昨年新たに加わった文部省著作
の手引書は次の通りである。

○「精神薄弱教育における体育指導の
手引」

○「日常生活の指導の手引」

○「肢体不自由教育における養護・訓
練の手引」

○「肢体不自由の発達と指導」

これら手引書等には、意義や概念、
目標・内容など例示をまじえた説明が
なされ、共通理解を深めるための手引
として有用である。また、小学校・中
学校学習指導要領及び高等学校学習指
導要領についても十分研究が必要であ
る。具体的な教育課程の編成に当たっ
ては次のような点を検討し、共通理解
を図るよう留意する必要がある。

(1) 教育内容の選択

○ 各教科、道徳、特別活動及び養
護・訓練に関する基本方針を設定
する。

○ 学校の教育目標や努力目標との
関連を図り、重点を置くべき各教
科、道徳、特別活動及び養護・訓
練の指導内容を明らかにする。

(2) 授業時数等の配当

○ 小・中・高等学校の学習指導要
領及び指導書等をもとに、各教科
道徳、特別活動及び養護・訓練の
内容を具体化する。

○ 小学校、中学校の各学年の総授
業時数に準じ、各教科、道徳、特
別活動、養護・訓練の四領域に配
当する。

○ 高等部においては、八十単位以
上を履修することとなり、各学年
における履修単位の配当、科目の
分割履修計画を立案する。

○ 学科・科目との関連を図り、高
等部における養護・訓練を週三単
位時間を標準に定める。

○ 精神薄弱養護学校高等部におい
ては、各学年とも総授業時数千百
二十単位時間を標準とする。

(3) 精神薄弱養護学校における指導形
態別の指導計画の作成

○ 学部、学年段階に応じ日常生活
の指導、生活単元学習、作業学習
と教科別、領域別の指導の位置づ
けを定める。

○ 教科別、領域別の指導内容を明
らかにする。

○ 指導形態別の過当たりの授業時
数及び年間授業時数を定める。

なお、教育課程編成上の特例として
「学習が困難な児童生徒の特例」「重
複障害者に係る特例」「訪問教育に係
る特例」について、児童生徒の実態を
十分調査し適用を図っていく必要があ
る。また、養護・訓練の内容の指導に
当たっては他領域、他教科との関連を
図り、標準となる総授業時数の枠内で
おさめるよう工夫し、児童生徒の負担
過重にならないようにする配慮が大切



一人一人の実態に応じた指導 (コンピュータの活用)

である。

3 盲・聾・養護学校の教育課程

児童生徒の障害の種類や程度等に
応じた多様な教育課程の編成すること
が一人一人の実態に応じた指導を容易
にするためにぜひ必要なことである。
盲・聾・養護学校の教育課程は常に障
害の克服・改善と障害児一人一人の自
立の達成という課題を背負っている。
このため、ややもすると教育内容や授
業時数の増加を招きかねない。児童生
徒の負担過重とならないように、指導
内容の精選と重点化を一人一人の実態
に即してなされなければならない。
教育課程の改善に当たっては次のよ
うな観点が大切である。

○ 県教育委員会養護教育指導の重点
を踏まえ、自校の教育課程の課題を
明らかにする。

○ 学校の努力目標、努力事項より教
育課程の改善点を明らかにする。

○ 一人一人に応じた教育課程の実施
がなされるよう、児童生徒の実態を
的確にとらえ、教育課程を編成する。

○ 提携施設や病院との関連について
改善点を検討する。

○ 前年度の反省、評価を集約し問題
点を明らかにし改善策を具体化する。

○ 進路の実態について検討し、教育
課程見直しの視点とする。

教育課程の改善において何よりも大
事にしなければならないことは、日常
の真剣な教育活動に基づく反省、評価
であり、それを集約した内容である。

4 特殊学級の教育課程

特殊学級の児童生徒は軽度の障害で
はあるが、通常の学級における教育課
程では十分教育効果をあげることが困
難である。従ってその障害の種類や程
度にふさわしい教育課程の編成がなさ
なければならない。

例えば、自閉症児や情緒障害のある
児童生徒の場合は、養護・訓練の内容、
特に「心身の適応」「感覚機能の向上」
「意思の伝達」の内容の指導について
研究を深め教育課程を編成する必要が
ある。

教育課程編成に当たっては、次の観
点が必要である。